（前のページより続き）

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第八号等に規定する厚生労働大臣の定める者の一部を改正する件（同一五五）　一九三

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同一五六）

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同一五七）　一九四

○健康増進施設認定規程の一部を改正する件（同一五八）

○雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一五九）

○賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第十七条第一項第七号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関の一部を改正する件（同一六〇）　一九五

○平成二十七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（同一六一）

○平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一六二）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（同一六三）　一九六

○平成二十八年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一六四）

○介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件（同一六五）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（同一六六）

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（同一六七）　一九七

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（同一六八）

○平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号の一部を改正する件（同一六九）　一九八

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一七〇）　一九八

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件（農林水産八八六）　一九九

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同八八七）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同八八八）　二〇〇

○農産物規格規程の一部を改正する件（同八八九）

○森林法第二十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件の一部を改正する件（同八九〇）　二〇一

○農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件（同八九一）

○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同八九二）　二〇二

○農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件の一部を改正する件（同八九三）　二〇三

○農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同八九四）

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産・経済産業・環境一）

○農住組合法及び同法施行令の主務大臣が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（農林水産・国土交通一）　二〇三

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（経済産業一一一）

○非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（同一一二）　二〇六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（経済産業・環境三）　二〇七

○海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件（国土交通五五五）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同五五六～五六〇）　二〇八

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（同五六一）　二〇九